

公立大学法人公立千歳科学技術大学職員退職手当規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人公立千歳科学技術大学就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、同規則第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 退職手当

(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、職員が満1箇年以上勤務して、次の各号のいずれかにより退職した場合に、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。

(1) 自己の都合により退職したとき

(2) 前号のうち、第4号及び第5号に規定する事由以外の負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）又は死亡により退職したとき

(3) 定年又は任期満了に達したことにより退職したとき

(4) 業務上若しくは通勤途上の災害による傷病により退職したとき

(5) 業務上又は通勤途上の災害により死亡したとき

(6) 法人の都合により退職したとき

2 前項第4号及び第5号の認定は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に定めによる。

(退職手当)

第3条 退職した者に対する退職手当の額は、その者の退職事由の区分により、退職の日における給料月額に勤続年数に応ずる別表第1の支給率を乗じて得た退職手当の基本額に第6条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第4条 次の各号の一に該当する者には、退職手当を支給しない。

(1) 就業規則第42条第1項第5号の規定による免職の処分を受けた者

(2) 就業規則第48条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた者

(3) 勤続1年未満で退職した者

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第5条 職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、この場合において、禁固以上の刑に処せられなかったときは、退職時に支給すべきであった退職手当を支給する。

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間（以下、「基礎在職期間」という。）の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。ただし、職員が退職した場合において就業規則第47条の規定により再任用されたときは、再任用される以前の勤続期間と再任用された以後の勤続期間は、それぞれ引き続かない別の勤続期間として取り扱うものとする。

2 前項の規定による基礎在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定による基礎在職期間のうち就業規則第39条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同規則第48条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に業務に従事することを要しない期間のある月（現実に業務に従事することを要する日のあった月を除く。）が一以上あったときは、

その月数の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した基礎在職期間から除算する。

- 4 前3項の規定により計算した基礎在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、基礎在職期間が6月以上1年未満(第2条第2号による退職、第4号、第5号及び第6号の規定による退職手当の計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

(退職手当の調整額)

第6条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の前条で定める基礎在職期間の初日の属する月からその者の勤続期間の末日の属する月までの各月(就業規則第39条の規定による休職(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第48条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。))ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 54,150円
- (2) 第2号区分 43,350円
- (3) 第3号区分 32,500円
- (4) 第4号区分 27,100円
- (5) 第5号区分 21,700円
- (6) 第6号区分 0円

- 2 職員の区分は、職制上の段階、職務の級、その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮し、公立大学法人公立千歳科学技術大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1及び別表第2に定める給料表の職務の級に応じて別表第2のとおりとする。

- 3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち第2条第1項第1号による退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 第2条第1項第1号による退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 第2条第1項第1号による退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

- 4 第2項の規定において、退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとし、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月にかかるものを先順位とする。

第3章 退職手当の支給等

(退職手当の支払方法)

第7条 退職手当は、全額現金で支給する。ただし、本人の同意により指定する金融機関への口座振込みにより支給することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生

計を維持していたもの

- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第9条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(この規程の実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学校法人千歳科学技術大学を平成31年3月31日に退職し、平成31年4月1日に引き続き公立大学法人公立千歳科学技術大学に採用された職員（以下、「学校法人退職職員」という。）の在職期間の計算については、学校法人千歳科学技術大学の職員として採用された月から勤続期間を計算するものとする。
- 3 学校法人退職職員に支給する退職手当の額は、第3条の規定により計算された額から学校法人千歳科学技術大学の退職時に学校法人千歳科学技術大学職員退職手当規程第3条により支給された退職手当の額を控除した金額とする。

別表第1（第3条関係）

退職事由の区分 勤続年数	第2条第1項第1号	第2条第1項第2号及び第3号	第2条第1項第4号、第5号及び第6号
1	0.502200	0.837000	1.255500
2	1.004400	1.674000	2.511000
3	1.506600	2.511000	3.766500
4	2.008800	3.348000	5.022000
5	2.511000	4.185000	6.277500
6	3.013200	5.022000	7.533000
7	3.515400	5.859000	8.788500
8	4.017600	6.696000	10.044000
9	4.519800	7.533000	11.299500
10	5.022000	8.370000	12.555000
11	7.432560	11.613375	13.936050
12	8.169120	12.764250	15.317100
13	8.905680	13.915125	16.698150
14	9.642240	15.066000	18.079200
15	10.378800	16.216875	19.460250
16	12.881430	17.890875	20.841300
17	14.086710	19.564875	22.222350
18	15.291990	21.238875	23.603400
19	16.497270	22.912875	24.984450
20	19.669500	24.586875	26.365500
21	21.343500	26.260875	27.746550
22	23.017500	27.934875	29.127600
23	24.691500	29.608875	30.508650
24	26.365500	31.282875	31.889700
25	28.039500	33.270750	33.270750
26	29.378700	34.777350	34.777350
27	30.717900	36.283950	36.283950
28	32.057100	37.790550	37.790550
29	33.396300	39.297150	39.297150
30	34.735500	40.803750	40.803750
31	35.739900	42.310350	42.310350
32	36.744300	43.816950	43.816950
33	37.748700	45.323550	45.323550
34	38.753100	46.830150	46.830150
35	39.757500	47.709000	47.709000
36	40.761900	47.709000	47.709000
37	41.766300	47.709000	47.709000
38	42.770700	47.709000	47.709000
39	43.775100	47.709000	47.709000
40	44.779500	47.709000	47.709000
41	45.783900	47.709000	47.709000
42	46.788300	47.709000	47.709000
43	47.709000	47.709000	47.709000
44	47.709000	47.709000	47.709000
45	47.709000	47.709000	47.709000

別表第2（第6条の2関係）

職員の区分	教育職給料表	事務職給料表
第1号	4級	
第2号		6級
第3号	3級	5級
第4号	2級	4級
第5号	1級	3級
第6号		2級 1級

